

福島県土木部土木業務・工事における BIM/CIM 活用に関する実施方針 新旧表

頁	新	旧
<p>3 3次元モデルの活用</p>	<p>1～2 (省略)</p> <p>3 3次元モデルの活用 (省略)</p> <p>義務項目については、原則として全ての詳細設計及び工事（大規模構造物※、<u>砂防施設、水門</u>）において活用する。ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。</p> <p>推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。</p> <p>なお、設計図書は3次元設計を原則としたいところではあるが、現時点においては3次元設計が標準化されていないことを鑑み、2次元図面で代替しても良い。</p> <p>また、業務・工事一式を対象とするのではなく、一部でも活用可能とする。</p> <p>※大規模構造物：トンネル、橋梁上下部 <u>(削除)</u>、シェッド上下部等</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>附則 本実施方針は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>付則 本実施方針は、令和8年4月1日以降に起工する工事又は業務に適用する。</p>	<p>1～2 (省略)</p> <p>3 3次元モデルの活用 (省略)</p> <p>義務項目については、原則として全ての詳細設計及び工事（大規模構造物※）において活用する。ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。</p> <p>推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。</p> <p>なお、設計図書は3次元設計を原則としたいところではあるが、現時点においては3次元設計が標準化されていないことを鑑み、2次元図面で代替しても良い。</p> <p>また、業務・工事一式を対象とするのではなく、一部でも活用可能とする。</p> <p>※大規模構造物：トンネル、橋梁上下部（橋長50m以上）、シェッド上下部等</p> <p>4～7 (省略)</p> <p>附則 本実施方針は、令和7年4月1日から適用する。</p>